

介護保険負担限度額認定のご案内

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）やショートステイを利用されている方で、所得の低い方に対しては**居住費と食費**の自己負担について上限額（負担限度額）が設けられており、申請により認定を受ければ居住費と食費の費用負担が軽減されます。

利用者 負担段階	判定基準	
	対象者	預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給／本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超、120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下
第4段階（非該当）：上記第1段階～第3段階①、②の判定基準に該当しなかった方		

※第2号被保険者（40～64歳）の預貯金等の資産要件は、段階にかかわらず単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下となります。

※別世帯の配偶者についても、所得・課税状況・預貯金等の資産要件の確認を行います。

※令和7年8月から、第2段階及び第3段階における合計所得金額の基準額が80万円から80万9千円に変更になります。

負担限度額 (1日あたり)	居住費						食費	
	ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型個室		多床室		施設 サービス	短期入所 サービス
			特養等 ※1	老健等 ※2	特養等 ※1	老健等 ※2		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,360円	1,300円
第4段階 基準費用額	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円	1,445円

- ※1は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。※2は老人保健施設、介護医療院の場合。
- 第4段階の居住費と食費は、利用者と施設の契約によるため、標準的な負担額を示しています。

【裏面もご確認ください】

●減額対象とならない施設（以下の施設は対象外です。）

通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護（介護サービス付き高齢者向け住宅など）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など

☆利用者負担段階の判定基準について

◎世帯分離をした配偶者も、課税状況・資産要件の確認対象となります。

【確認方法】

配偶者の氏名・生年月日・住所等を申請書に記載してください。

同意書に基づき、必要に応じて戸籍、所得等について関係機関に照会し、確認します。

【例外：配偶者の所得を勘案しない場合】

①DV防止法に定める暴力があった場合、②行方不明の場合、③その他①②に準ずる場合

◎預貯金等の資産の金額が基準額を超える場合、第4段階と判定されます。

【預貯金等資産の範囲】

資産性があり、換金性の高いものが対象となります。

○：預貯金、有価証券・投資信託・農協や信用金庫の出資金、金・銀等貴金属、現金など
（負債がある場合はプラスの資産の金額から差引きます。）

×：生命保険・その他動産など

【預貯金等の資産要件の確認方法】

申請書に添付する次の書類を基に確認します。

〈預貯金(普通・定期・貯蓄)・定期積金〉

・本人と配偶者名義の全ての預貯金通帳と定期積金の証書、またはその写し

銀行名・支店名・口座番号・口座名義人・申請日より直近2か月間の出入金履歴・申請日時点の口座残高を確認します。

※インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、ウェブサイトの写し等これらの情報が確認できる書類を提出してください。

〈有価証券・投資信託・出資金〉

・証券会社名・銀行名・口座番号・名義が確認できる書類と、最新の残高が確認できる書類（申請日から直近2か月分が記帳されたもの）の写し（ウェブサイトの写しも可）

※農協や信用金庫の出資金については、出資配当金に係る通知、またはその写しも可

〈金・銀等貴金属〉

・購入先会社名・銀行名・口座番号・名義が確認できる書類と、最新の残高が確認できる書類（申請日から2か月以内に記帳したもの）の写し（ウェブサイトの写しも可）

購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属が確認対象です。

〈負債(借入金・住宅ローンなど)〉

・借用証書等負債の残高がわかる書類の写し

☆負担限度額認定申請について、虚偽の申告を行った場合は、給付額の返還に加えて最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。